

○別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件（平成十九年総務省告示第三百六十八号）の一部を改正する告示案  
 新旧対照表

(傍線部分が変更箇所)

改正案	現行												
<p>一・二 (略)</p> <p>三 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備</p> <table border="1" data-bbox="264 632 1093 1337"> <tr> <td data-bbox="264 632 533 778">帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数</td> <td data-bbox="533 632 813 778">帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</td> <td data-bbox="813 632 1093 778">スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 778 533 1337">搬送波から(土)六二・五kHz</td> <td data-bbox="533 778 813 1337">二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル</td> <td data-bbox="813 778 1093 1337">二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デ</td> </tr> </table>	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	搬送波から(土)六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デ	<p>一・二 (略)</p> <p>三 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備であつて、空中線電力が等価等方輻射電力で一〇〇マイクロワット以下であるもの</p> <table border="1" data-bbox="1167 632 1995 916"> <tr> <td data-bbox="1167 632 1424 778">帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数</td> <td data-bbox="1424 632 1704 778">帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</td> <td data-bbox="1704 632 1995 778">スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 778 1424 916">搬送波から(土)六二・五kHz</td> <td data-bbox="1424 778 1704 916">等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下</td> <td data-bbox="1704 778 1995 916">等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下</td> </tr> </table>	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	搬送波から(土)六二・五kHz	等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下	等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下
帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値											
搬送波から(土)六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送電力より四三デ											
帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値											
搬送波から(土)六二・五kHz	等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下	等価等方輻射電力が二・五マイクロワット以下											

	<del>低い値</del>	<del>シグナル低い値</del>
--	----------------	--------------------

注 (略)

注 (略)